

新型コロナウイルス感染症対策に伴う免許更新業務等の一部休止の延長とその他業務の自粛要請について

免許更新手続きの休止を延長します

福島・郡山運転免許センター及び警察署（分庁舎）における免許更新業務を令和2年5月7日（木）以降も休止します。

更新業務等の再開に関しては、ホームページ等でお知らせします。
有効期間が迫っている方は、有効期間の延長により対応します。
代理又は郵送での手続きが可能ですので、希望する方は次のページ以降を確認してください。

免許関係業務の実施状況

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）までの間

業務内容	福島免許センター	郡山免許センター	警察署・分庁舎
免許更新手続	×	×	×
有効期間延長手続 ※1 （3か月延長）	○	○	○
記載事項変更	○	○	○
再交付手続	○	○	○
失効手続	○	○	○高齢者のみ
免許証の自主返納 （申請取消）	○	○	○
認知機能検査	×	×	—
高齢者講習	×	×	—
学科試験	△	△	—
技能試験	△	×	—
国外運転免許証申請	○	○	○
外国運転免許切替	×	×	—

○・・・実施します

△・・・早急に必要である方以外は控えてください

×・・・休止します

—・・・未実施業務

- ※1 有効期間延長手続きは、郵送による手続きをお勧めします。（次ページ以降を確認してください）
手続きができる方は、運転免許証の有効期間の末日が令和2年7月31日までの方です。
郵送の他に、運転免許センター又は警察署（分庁舎）での本人による手続きや代理による手続きもできます。
なお、この有効期間延長の取扱いは、自動的に延長されるものではないため、申請者による申し出が必要です。

詳しくは、運転免許センターへ問い合わせてください。

福島運転免許センター

024-591-4381（平日8:30～17:00）

024-591-4372（上記時間以外）

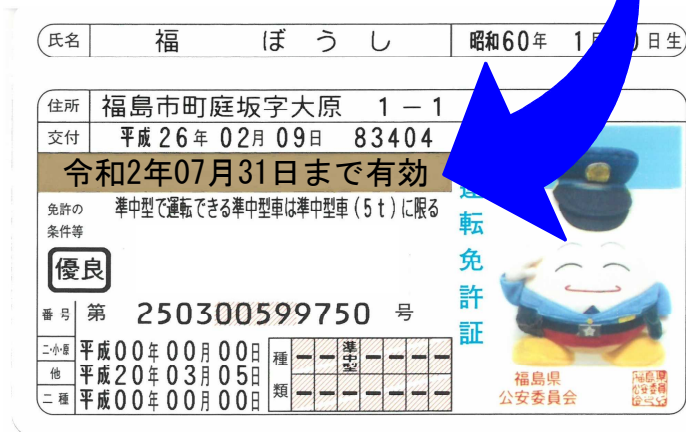
※時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により 通常の免許更新手続きが困難な方

～ 更新期間延長措置のお知らせ～

対象の方

有効期間の末日が
令和2年3月13日から7月31日までの間
の運転免許証をお持ちの方



平成で表記されている
免許証をお持ちの方は
平成32年3月13日から
平成32年7月31日まで
の方が対象です。

対象の方が、更新期間の末日までに免許センター又は警察署（分庁舎）において更新手続開始申請書を提出することにより、更新期間の末日から3か月間運転及び更新可能期間が延長されます。

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までの間です。

代理及び郵送の手続きは、次のページを確認してください。

代理申請

- 受付時間
平日の午前8時30分から午後5時までの間
- 申請先
福島・郡山免許センター及び警察署（分庁舎）
- 代理人の要件
申請者から手続きの委任を受けた方
- 必要書類
 - ・ 更新手続開始申請書（別紙1）
 - ・ 手続を委任した申請者の運転免許証
 - ・ 委任状兼承諾書及び誓約書（別紙2）
 - ・ 代理人の身元を明らかにする書類（運転免許証等）

郵送

- 郵送の期限
運転免許証の有効期限の末日まで
- 郵送先（福島運転免許センター）
〒960-2292
福島市町庭坂字大原1-1
福島運転免許センター
免許係
- 必要書類 ※別紙3を確認してください。
 - ・ 更新手続開始申請書（別紙1）
 - ・ 申請者の運転免許証の写し（表と裏のコピー）
 - ・ 返信用封筒（返信用切手84円を貼付したもの）
- 必要書類を受理後、延長措置を示すシールをお送りしますので、運転免許証の裏面にきれいに貼り付けてください。

※ 仮免許証については、手続きを行うことにより、当初の有効期間が経過した日から起算して緊急事態期間を加えた期間が経過するまで運転が可能となります。

詳しくは、運転免許センターへ問い合わせてください。

福島運転免許センター 024-591-4381
（平日8:30～17:00）
024-591-4372
（上記日時以外）

※時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。